

第 1 1 1 号 議 案

石巻広域都市計画 区域区分の変更について

(宮 城 県 決 定)

第 1 1 2 号 議 案

石巻広域都市計画 用途地域の変更について

(石 巻 市 決 定)

第 1 1 1 号議案

石巻広域都市計画区域区分の変更計画書

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」変更する。

2. 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成 2 2 年 (基準年)	平成 3 2 年 (目標年)
都市計画区域内人口	1 6 8 千人	1 4 8 千人
市街化区域人口	1 4 5 千人	1 3 1 千人
配分する人口	—	1 3 1 千人
保留する人口	—	0 千人
(特定保留)	—	0 千人
(一般保留)	—	0 千人

3. 変更理由

石巻広域都市計画区域において、東日本大震災以降の状況を把握するため、都市計画法第 6 条の規定による都市計画基礎調査を実施した結果、次のような震災後の都市における様々な問題が明らかとなった。

- ・都市計画と土地利用状況とが整合していないこと。
- ・東日本大震災復興特別区域法により市街化調整区域において面整備を行う地区に対して早急に都市計画による規制・誘導が必要なこと。
- ・現行市街化区域のままでは目標年において住宅地不足が見込まれること。

このことから、これら諸問題に対処するよう「石巻広域都市計画区域区分」について見直しを行う。

総括表（石巻広域都市計画区域区分区域区分の変更）

1. 基本方針

（1）経緯

石巻広域都市計画における市街化区域及び市街化調整区域については、昭和45年12月に当初決定、昭和55年に第1回、昭和62年に第2回、平成7年に第3回、平成15年に第4回、平成22年5月に第5回の見直しを行ったところである。

第5回の見直しにおいては、石巻市臨海部の公有水面埋立地の市街化区域への編入や、平成19年4月に策定された「宮城の将来ビジョン」との整合を図ること、市町村合併に伴う都市計画区域の再編を行った。

平成25年度及び平成26年度において、東日本大震災以降の状況を把握するため都市計画法第6条に基づく都市計画基礎調査を実施した結果、都市計画法第6条の2の規定に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、引き続き区域区分を定めることとし、都市計画と土地利用状況とが整合していないこと、東日本大震災復興特別特区法により市街化調整区域において面整備を行う地区に対して早急に都市計画による規制・誘導が必要なこと及び現行市街化区域のままでは目標年において住宅地不足が見込まれることなどの震災後の都市における問題に対処するため見直しを行うこととした。

（2）見直しの必要性

以下3つの視点により見直すものとする。

- ①震災からの復旧・復興と災害に強い都市構造への転換
- ②人口減少・高齢社会の進展に対応した集約市街地の形成
- ③「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城の実現」、 「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の実現に資する市街地の形成

①震災からの復旧・復興と災害に強い都市構造への転換

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波により、太平洋沿岸に位置する本区域は甚大な人的・物的被害を受けた。

この震災からの復旧・復興と今後も起こりうる災害（地震、津波）へ備えるため、防御施設や避難路の整備、高台移転等による居住地の確保等を行うとともに、災害に強い安全な都市構造への転換を図る。

②人口減少・高齢社会の進展に対応した集約市街地の形成

石巻広域都市計画区域を構成する市町の人口は減少傾向にあり、高齢化率も引き続き上昇傾向にある。

今後のさらなる人口減少・高齢社会の進展に対応するためには、持続可能でだれもが暮らしやすい都市構造への転換が求められている。本区域は、従来の低密度で拡散された市街地の方向性を改め、居住地や都市機能を集約した都市構造の実現を図りつつ、これと連携した公共交通ネットワークの再構築を進める。

③「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城の実現」、 「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の実現に資する市街地の形成

本区域の地域経済を力強く牽引するものづくり産業（製造業）の振興を図り、また、製造品出荷額の向上に寄与する産業拠点を形成するため、学術・研究機関と連携し、高度技術産業の育成を推進するとともに、国際的に競争力のある産業集積を図る。

2. 変更の内容

(1) 人口

単位： 千人	前回計画（平成22年5月）			今回計画		
	行政区域	都市計画 区 域	市 街 化 区 域	行政区域	都市計画 区 域	市 街 化 区 域
平成17年	221.2	171.6	145.8	221.2	171.6	145.8
平成22年	-	-	-	213.8	168.4	144.9
平成32年			(1.7)			
	200.2	161.8	140.6	179.2	147.6	131.2
平成42年	181.2	150.2	132.3	157.5	133.7	121.9

（注1）市街化区域の前回計画の平成32年人口には保留人口を含み、括弧書きに内数として記入している。

(2) 面積及び人口密度

人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、市街化区域に隣接し、当該区域と一体的かつ計画的に市街化を図るべき8地区211.6haを新たに市街化区域に編入するものである。

行政区域	都市計画 区 域	市街化区域 (変更前)	今 回 編入面積	市街化区域 (変更後)	可住地 人口密度
(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(人/ha)
72,343	27,041	4,118.4	211.6	約4,330	63.6

3. 箇所別調書

(1) 新たに市街化区域に編入する区域

①計画的な市街地開発を行うもの

市町名	番号	地区名	面積(ha)	土地利用	編入理由
石巻市	①	新蛇田	91.4	住居・業務系	土地区画整理事業
石巻市	②	あけぼの北	5.5	住居系	土地区画整理事業
石巻市	③	新渡波	29.4	住居系	土地区画整理事業
石巻市	④	須江	21.1	工業系	一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業
女川町	⑤	中心部	44.5	住居系	土地区画整理事業
女川町	⑥	陸上競技場跡地	2.5	住居系	土地区画整理事業
女川町	⑦	宮ヶ崎	16.2	住居系	土地区画整理事業
女川町	⑧	旭が丘	1.0	住居系	防災集団移転促進事業
計			211.6		

②地形地物の変更によるもの

該当なし

(2) 市街化区域から市街化調整区域に変更する区域

該当なし

(3) 市街化区域編入が保留される区域

該当なし

第 1 1 2 号議案

石巻広域都市計画用途地域の変更（石巻市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考	
							面積比率	変更前面積
第一種低層住居専用地域	約 67.1ha	8 / 10 以下	5 / 10 以下	1.0m	—	10m	2.0%	約 67.1ha
小 計	約 261.2ha	8 / 10 以下	6 / 10 以下	1.0m	—	10m	7.9%	約 223.0ha
第二種低層住居専用地域	約 18.7ha	8 / 10 以下	6 / 10 以下	1.0m	—	10m	0.6%	約 9.6ha
小 計	約 18.7ha							約 9.6ha
第一種中高層住居専用地域	約 148.8ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	4.5%	約 132.8ha
小 計	約 148.8ha							約 132.8ha
第二種中高層住居専用地域	約 234.2ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	7.1%	約 224.4ha
小 計	約 234.2ha							約 224.4ha
第一種住居地域	約 451.4ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	13.6%	約 416.3ha
小 計	約 451.4ha							約 416.3ha
第二種住居地域	約 645.6ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	19.5%	約 627.5ha
小 計	約 645.6ha							約 627.5ha
準住居地域	約 44.3ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	1.3%	約 44.3ha
小 計	約 44.3ha							約 44.3ha
近隣商業地域	約 97.5ha	20 / 10 以下	8 / 10 以下	—	—	—	2.9%	約 97.5ha
小 計	約 97.5ha							約 97.5ha
商業地域	約 61.9ha	40 / 10 以下		—	—	—	1.9%	約 61.9ha
小 計	約 7.5ha	50 / 10 以下		—	—	—	0.2%	約 7.5ha
小 計	約 69.4ha						2.1%	約 69.4ha
準工業地域	約 608.0ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	18.3%	約 608.0ha
小 計	約 608.0ha							約 608.0ha
工業地域	約 285.4ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	8.6%	約 264.3ha
小 計	約 285.4ha							約 264.3ha
工業専用地域	約 384.3ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	11.6%	約 384.3ha
小 計	約 384.3ha							約 384.3ha
合 計	約 3315.9ha						100.0%	約 3168.5ha

「種類、位置及び区域は別図表示のとおり」

理 由

石巻広域都市計画区域区分の変更(宮城県決定)により、新たに市街化区域へと編入される新市街地において、適切な土地利用と良好な市街地の形成を図るため、用途地域を変更するものである。

都市計画案の理由書

石巻広域都市計画用途地域の変更

(新蛇田地区)

当地区は、J R石巻駅を中心とする石巻中心市街地から西へ約4 k mの市街地の西部端に位置し、地区の西部は水田地帯（東松島市）、北部は既存集落、南部はJ R仙石線に囲まれる地区となっており、また中央部には高速交通路となる都市計画道路1・3・1東松島石巻幹線（三陸縦貫自動車道）が通っている。

東日本大震災からの生活基盤の再生を目指し、また本市沿岸地域において今次津波を前提とした場合に津波被害の生じる危険性が高い地域が残るため災害危険区域に指定し、その地域に住まわれていた市民の内陸部への集団移転を、集団移転促進事業により行う方針となっている。そこで、本地区は、移転を余儀なくされる市民の集団移転先として、土地区画整理事業により良好且つ健全な市街地を形成することを目的としている。

当地区の区域区分の変更による市街化区域編入に伴い、土地利用計画や周辺用途地域を考慮し、「第一種低層住居専用地域」「第二種低層住居専用地域」「第一種住居地域」と「第二種住居地域」の用途地域を指定するため、用途地域の変更を行う。

(あけぼの北地区)

当地区は、石巻市の中心市街地より北西へ約4 k mの市街地縁辺部に位置し、地区の北西側は三陸縦貫自動車道、北東側は市道西道下西道上線、南東側は都市計画道路3・3・11石巻工業港曾波神線（市道二番谷地・東道下線）、南西側は市道向陽町二・新山崎線に囲まれる地区となっている。

東日本大震災からの生活基盤の再生を目指し、また本市沿岸地域において今次津波を前提とした場合に津波被害の生じる危険性が高い地域が残るため災害危険区域に指定し、その地域に住まわれていた市民の内陸部への集団移転を、集団移転促進事業により行う方針となっている。そこで、本地区は、移転を余儀なくされる市民の集団移転先として、土地区画整理事業により良好且つ健全な市街地を形成することを目的としている。

当地区の区域区分の変更による市街化区域編入に伴い、土地利用計画や周辺用途地域を考慮し、「第一種低層住居専用地域」と「第二種住居地域」の用途地域を指定するため、用途地域の変更を行う。

(新渡波地区)

当地区は、石巻市の中心市街地より東へ約5 k mの市街地縁辺部に位置し、地区西側は市道黄金浜際鹿松線・市道栄田・根岸前3号線、北側は市道新沼新千刈線、東側は市道鹿妻山渡波町一丁目線、南側は市街化区域の住宅地に囲まれる地区となっており、また中央部にはJ R石巻線が通っている。

東日本大震災からの生活基盤の再生を目指し、また本市沿岸地域において今次津波を前提とした場合に津波被害の生じる危険性が高い地域が残るため災害危険区域に指定し、その地域に住まわれていた市民の内陸部への集団移転を、集団移転促進事業により行う方針となっている。そこで、本地区は、移転を余儀なくされる市民の集団移転先として、土地区画整理事業により良好且つ健全な市街地を形成することを目的としている。

当地区の区域区分の変更による市街化区域編入に伴い、土地利用計画や周辺用途地域を考慮し、「第一種中高層住居専用地域」「第二種中高層住居専用地域」と「第一種住居地域」の用途地域を指定するため、用途地域の変更を行う。

(須江地区)

当地区は、石巻市の中心市街地より北西へ約6kmの市街地縁辺部に位置し、北側は国道108号、東側は県道河南石巻港インター線、地区の周囲を農地に囲まれる地区となっている。

河川堤防や高盛土道路整備事業などの各種復興街づくり事業に伴い移転を余儀なくされる事業所、未だに現地再建の目処が立たない沿岸部の被災企業等の移転先を確保するとともに、津波リスクの低い内陸部に、食品加工業者(津波発生時の食品物資供給拠点)や建設・運輸関連業者(津波発生時の災害復旧・物資の輸送拠点)および大規模事業者(市内経済活動、雇用の維持)等を移転させることで、津波発生時の早期の復旧・復興を図る活動拠点を一団地の津波防災拠点市街地形成施設として形成することを目的としている。

当地区の区域区分の変更による市街化区域編入に伴い、土地利用計画を考慮し、「工業地域」の用途地域を指定するため、用途地域の変更を行う。

変更に係る区域一覧表

区 分	地 区 名	市 町 村 名	面 積 (ha)
第一種低層住居専用地域 (80/60) に指定する区域	新蛇田地区	石巻市	35.9ha
第二種低層住居専用地域 (80/60) に指定する区域	新蛇田地区	石巻市	9.1ha
第一種住居地域 (200/60) に指定する区域	新蛇田地区	石巻市	31.5ha
第二種住居地域 (200/60) に指定する区域	新蛇田地区	石巻市	14.9ha
第一種低層住居専用地域 (80/60) に指定する区域	あけぼの北地区	石巻市	2.3ha
第二種住居地域 (200/60) に指定する区域	あけぼの北地区	石巻市	3.2ha
第一種中高層住居専用地域 (200/60) に指定する区域	新渡波地区	石巻市	16.0ha
第二種中高層住居専用地域 (200/60) に指定する区域	新渡波地区	石巻市	9.8ha
第一種住居地域 (200/60) に指定する区域	新渡波地区	石巻市	3.6ha
工業地域 (200/60) に指定する区域	須江地区	石巻市	21.1ha

用途地域面積増減内訳表

種 類	増加面積	減少面積	備 考
第一種低層住居専用地域 (80/50) (80/60)	38.2ha (- ha) (38.2ha)	- ha (- ha) (- ha)	38.2ha (- ha) (38.2ha)
第二種低層住居専用地域 (80/60)	9.1ha (9.1ha)	- ha (- ha)	9.1ha (9.1ha)
第一種中高層住居専用地域 (200/60)	16.0ha (16.0ha)	- ha (- ha)	16.0ha (16.0ha)
第二種中高層住居専用地域 (200/60)	9.8ha (9.8ha)	- ha (- ha)	9.8ha (9.8ha)
第一種住居地域 (200/60)	35.1ha (35.1ha)	- ha (- ha)	35.1ha (35.1ha)
第二種住居地域 (200/60)	18.1ha (18.1ha)	- ha (- ha)	18.1ha (18.1ha)
準住居地域 (200/60)	- ha (- ha)	- ha (- ha)	- ha (- ha)
近隣商業地域 (200/80)	- ha (- ha)	- ha (- ha)	- ha (- ha)
商業地域 (400/80) (500/80)	- ha (- ha) (- ha)	- ha (- ha) (- ha)	- ha (- ha) (- ha)
準工業地域 (200/60)	- ha (- ha)	- ha (- ha)	- ha (- ha)
工業地域 (200/60)	21.1ha (21.1ha)	- ha (- ha)	21.1ha (21.1ha)
工業専用地域 (200/60)	- ha (- ha)	- ha (- ha)	- ha (- ha)

用途地域面積新旧対照表

種 類	変 更 前 用途地域面積	変 更 後 用途地域面積	備 考
第一種低層住居専用地域 (80/50) (80/60)	約 290.1ha (約 67.1ha) (約 223.0ha)	約 328.3ha (約 67.1ha) (約 261.2ha)	増 38.2ha (－ ha) (増 38.2ha)
第二種低層住居専用地域 (80/60)	約 9.6ha (約 9.6ha)	約 18.7ha (約 18.7ha)	増 9.1ha (増 9.1ha)
第一種中高層住居専用地域 (200/60)	約 132.8ha (約 132.8ha)	約 148.8ha (約 148.8ha)	増 16.0ha (増 16.0ha)
第二種中高層住居専用地域 (200/60)	約 224.4ha (約 224.4ha)	約 234.2ha (約 234.2ha)	増 9.8ha (増 9.8ha)
第一種住居地域 (200/60)	約 416.3ha (約 416.3ha)	約 451.4ha (約 451.4ha)	増 35.1ha (増 35.1ha)
第二種住居地域 (200/60)	約 627.5ha (約 627.5ha)	約 645.6ha (約 645.6ha)	増 18.1ha (増 18.1ha)
準住居地域 (200/60)	約 44.3ha (約 44.3ha)	約 44.3ha (約 44.3ha)	－ ha (－ ha)
近隣商業地域 (200/80)	約 97.5ha (約 97.5ha)	約 97.5ha (約 97.5ha)	－ ha (－ ha)
商業地域 (400/80) (500/80)	約 69.4ha (約 61.9ha) (約 7.5ha)	約 69.4ha (約 61.9ha) (約 7.5ha)	－ ha (－ ha) (－ ha)
準工業地域 (200/60)	約 608.0ha (約 608.0ha)	約 608.0ha (約 608.0ha)	－ ha (－ ha)
工業地域 (200/60)	約 264.3ha (約 264.3ha)	約 285.4ha (約 285.4ha)	増 21.1ha (増 21.1ha)
工業専用地域 (200/60)	約 384.3ha (約 384.3ha)	約 384.3ha (約 384.3ha)	－ ha (－ ha)

字 名 一 覧 表

用途地域の種類を変更する土地の区分

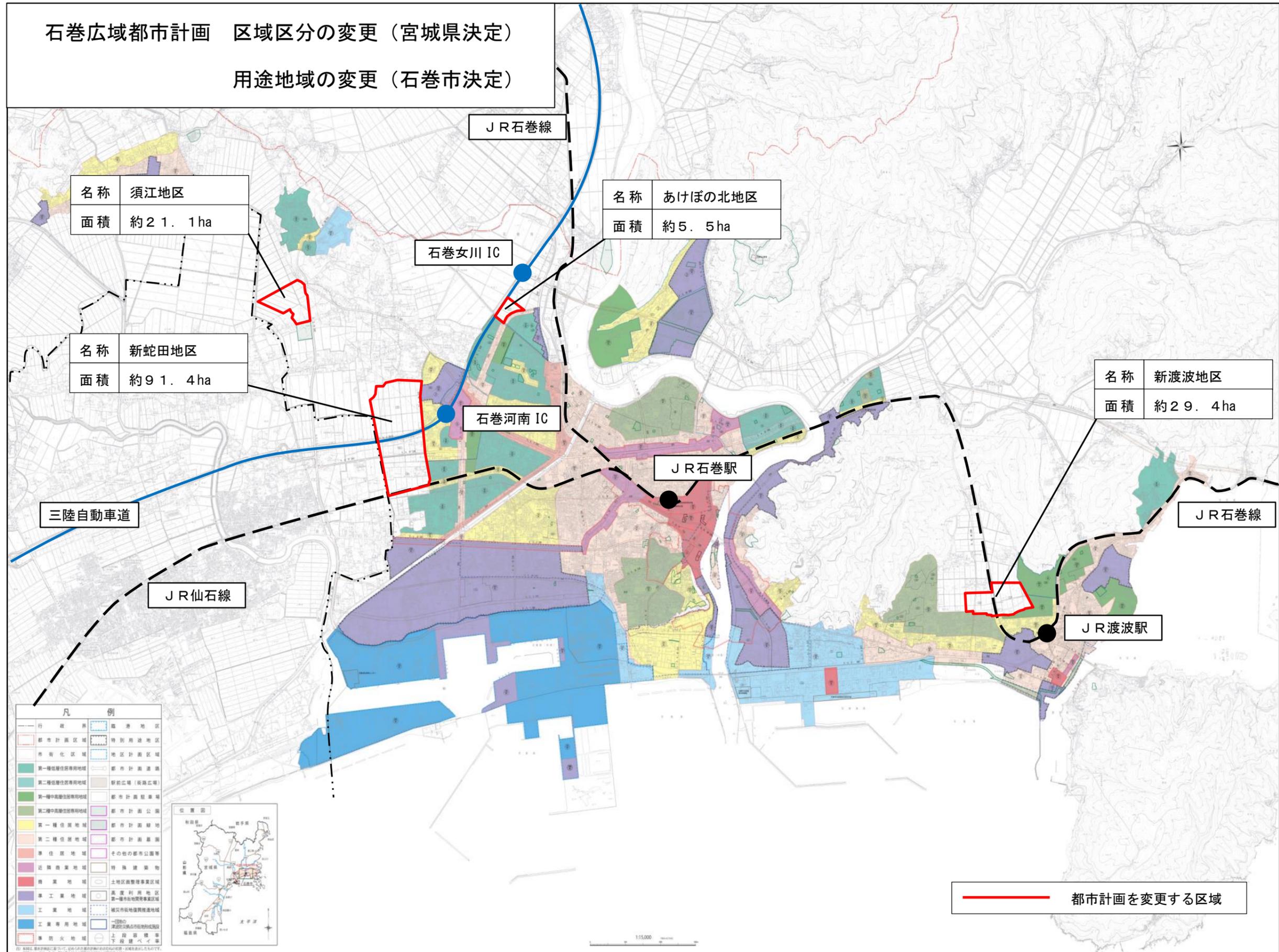
区 分	市町村名	大 字 名	字 名	全部・一部の別
第一種低層住居専用地域 (80/60) に指定する区域	石巻市	蛇田	新立野	一部
	石巻市	蛇田	新沼田	一部
	石巻市	蛇田	上前沼	全部
	石巻市	蛇田	新西前沼	一部
	石巻市	蛇田	新東前沼	一部
	石巻市	門脇	青葉西	一部
	石巻市	蛇田	西道下	一部
	石巻市	蛇田	新下堀	一部
第二種低層住居専用地域 (80/60) に指定する区域	石巻市	蛇田	新立野	一部
	石巻市	蛇田	新沼田	一部
	石巻市	蛇田	新西前沼	一部

第一種中高層住居専用地域 (200/60) に指定する区域	石巻市	渡波	新沼	一部
	石巻市	渡波	旭ヶ浦	一部
第二種中高層住居専用地域 (200/60) に指定する区域	石巻市	渡波	新千刈	一部
第一種住居地域 (200/60) に指定する区域	石巻市	蛇田	新立野	一部
	石巻市	蛇田	新沼田	一部
	石巻市	蛇田	新西前沼	一部
	石巻市	蛇田	新金沼	一部
	石巻市	蛇田	新大塚	一部
	石巻市	門脇	青葉西	一部
	石巻市	門脇	一番谷地	一部
	石巻市	渡波	新沼	一部
	石巻市	渡波	新千刈	一部
	石巻市	渡波	沖ノ松井	一部

第一種住居地域 (200/60) に指定する区域	石巻市	渡波	北大沼	全部
	石巻市	渡波	明神前	全部
	石巻市	渡波	沖曾根	一部
	石巻市	渡波	千刈田	一部
第二種住居地域 (200/60) に指定する区域	石巻市	蛇田	新沼田	一部
	石巻市	蛇田	細田	全部
	石巻市	蛇田	西沼田	全部
	石巻市	蛇田	新金沼	一部
	石巻市	蛇田	新大塚	一部
	石巻市	蛇田	西道下	一部
	石巻市	蛇田	新下堀	一部
工業地域 (200/60) に指定する区域	石巻市	須江	豊石前	一部

石巻広域都市計画 区域区分の変更（宮城県決定）
 用途地域の変更（石巻市決定）

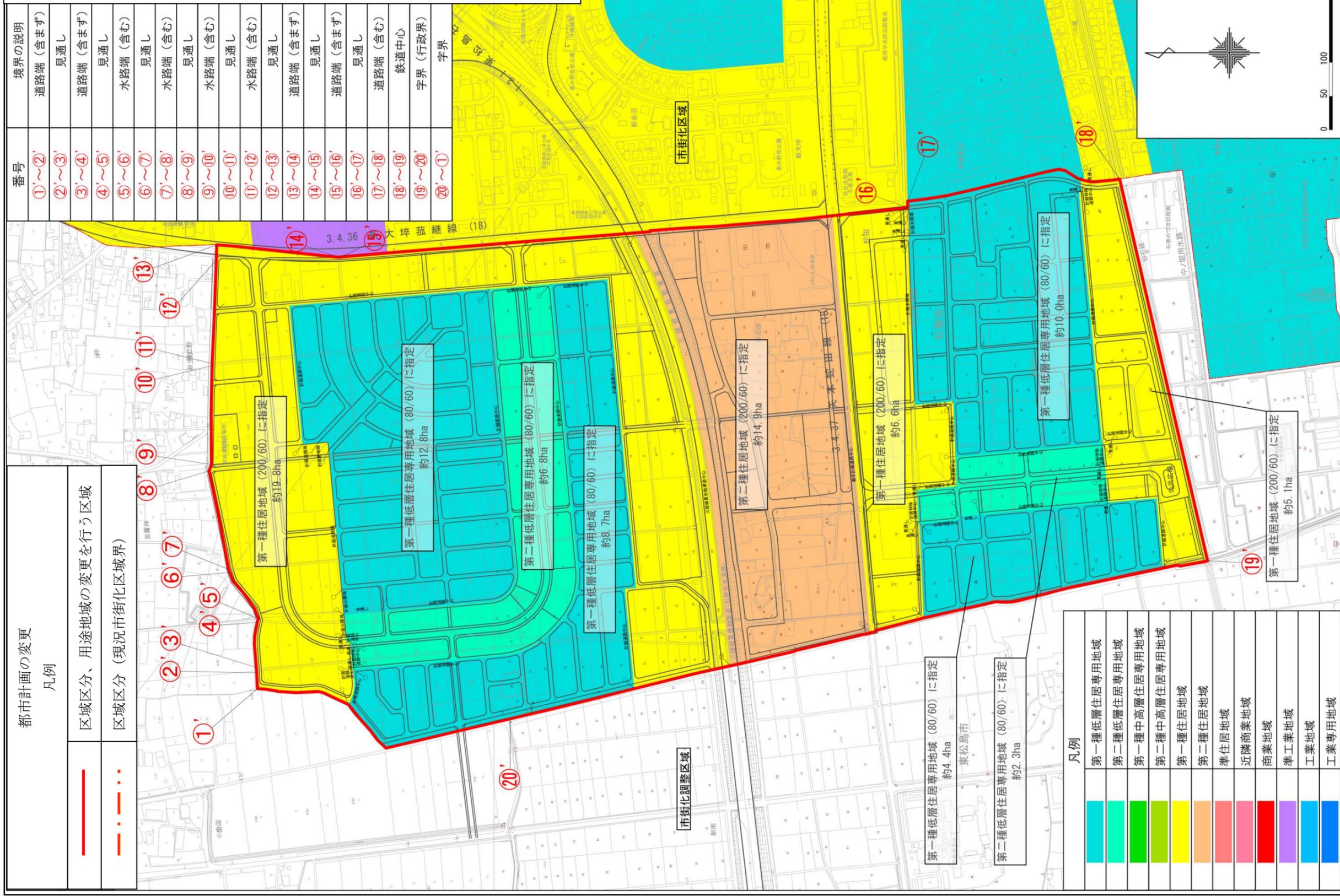
総括図



石巻広域都市計画 区域区分の変更（宮城県決定）

用途地域の変更（石巻市決定）

新蛇田地区



都市計画の変更
凡例

	区域区分、用途地域の変更を行う区域
	区域区分（現況市街化区域界）

番号	境界の説明
①～②	道路端（含まず）
②～③	見通し
③～④	道路端（含まず）
④～⑤	見通し
⑤～⑥	水路端（含む）
⑥～⑦	見通し
⑦～⑧	水路端（含む）
⑧～⑨	見通し
⑨～⑩	水路端（含む）
⑩～⑪	見通し
⑪～⑫	水路端（含む）
⑫～⑬	見通し
⑬～⑭	道路端（含まず）
⑭～⑮	見通し
⑮～⑯	道路端（含まず）
⑯～⑰	見通し
⑰～⑱	道路端（含む）
⑱～⑲	鉄道中心
⑲～⑲	字界（行政界）
⑲～⑲	字界

凡例

	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

石巻広域都市計画 区域区分の変更（宮城県決定）
用途地域の変更（石巻市決定） 計画図 1/4

石巻広域都市計画 区域区分の変更（宮城県決定）
 用途地域の変更（石巻市決定）
 計画図（2/4）



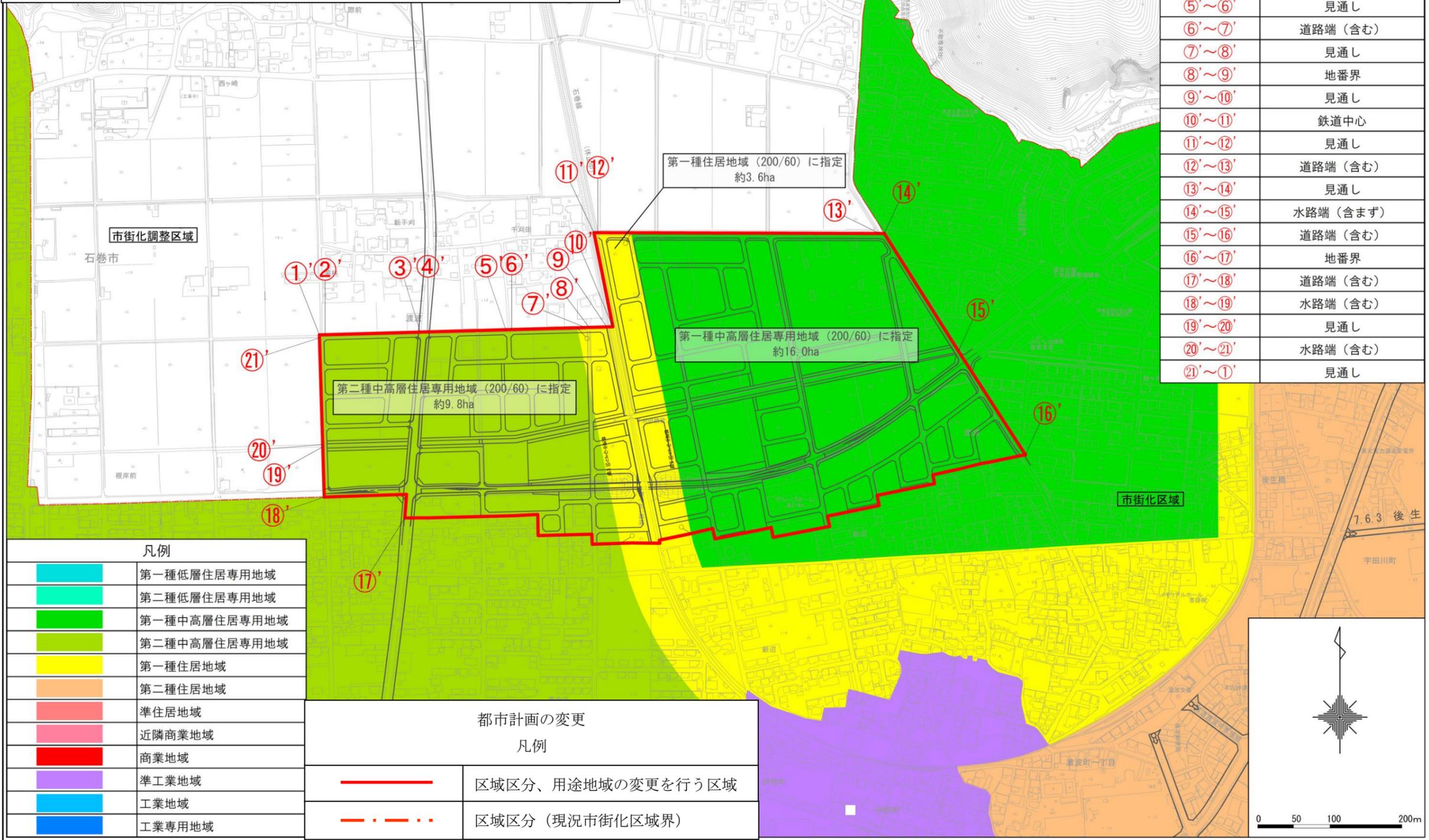
石巻広域都市計画

区域区分の変更 (宮城県決定)
用途地域の変更 (石巻市決定)

計画図 (3/4)

石巻広域都市計画 区域区分の変更 (宮城県決定)
用途地域の変更 (石巻市決定)

新渡波地区



番号	境界の説明
①'~②'	見通し
②'~③'	道路端 (含む)
③'~④'	見通し
④'~⑤'	道路端 (含む)
⑤'~⑥'	見通し
⑥'~⑦'	道路端 (含む)
⑦'~⑧'	見通し
⑧'~⑨'	地番界
⑨'~⑩'	見通し
⑩'~⑪'	鉄道中心
⑪'~⑫'	見通し
⑫'~⑬'	道路端 (含む)
⑬'~⑭'	見通し
⑭'~⑮'	水路端 (含まず)
⑮'~⑯'	道路端 (含む)
⑯'~⑰'	地番界
⑰'~⑱'	道路端 (含む)
⑱'~⑲'	水路端 (含む)
⑲'~⑳'	見通し
⑳'~㉑'	水路端 (含む)
㉑'~①'	見通し

凡例	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

都市計画の変更 凡例	
	区域区分、用途地域の変更を行う区域
	区域区分 (現況市街化区域界)

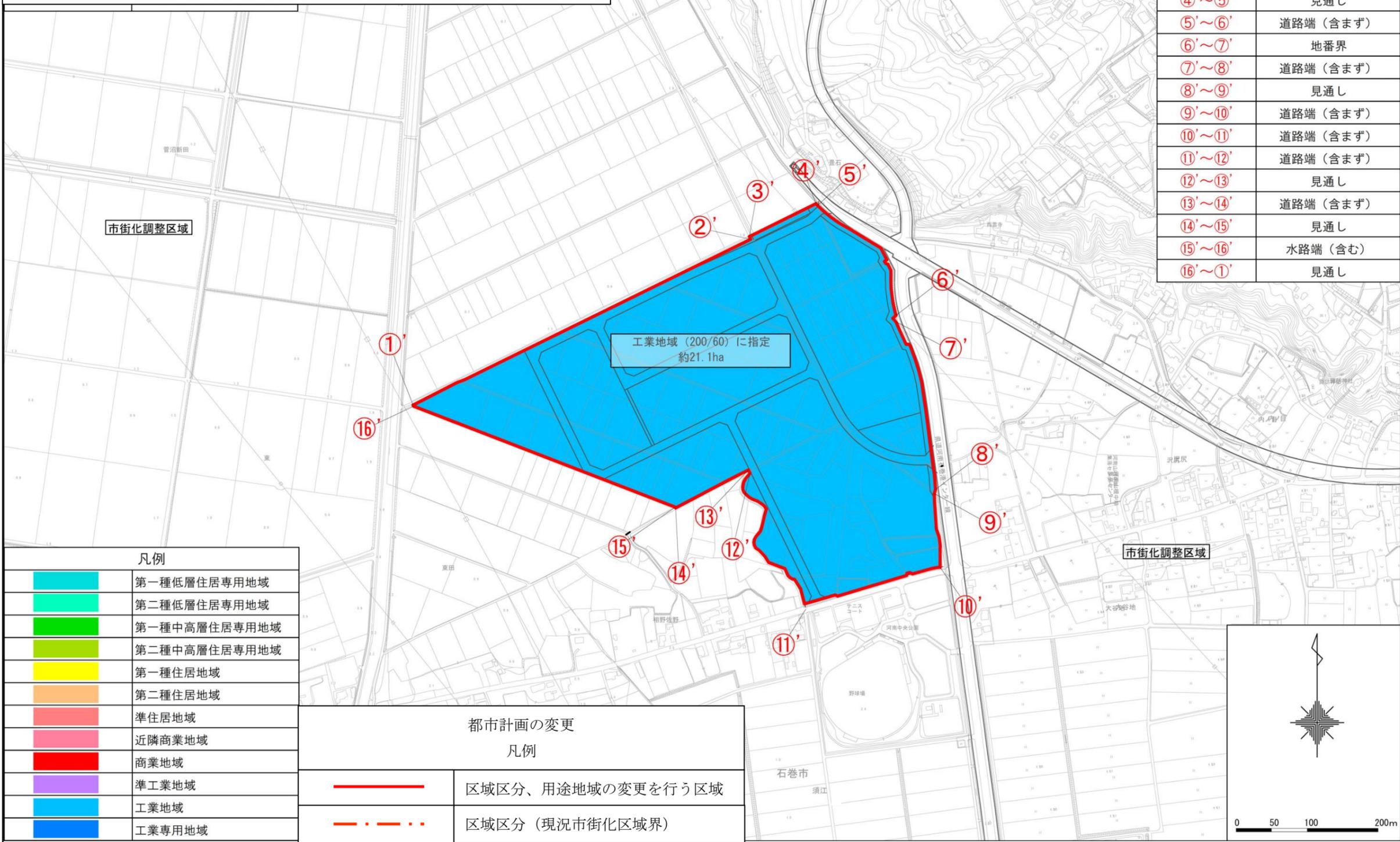
石巻広域都市計画

区域区分の変更（宮城県決定）
用途地域の変更（石巻市決定）

計画図（4/4）

番号	境界の説明
①'～②'	道路端（含まず）
②'～③'	見通し
③'～④'	道路端（含む）
④'～⑤'	見通し
⑤'～⑥'	道路端（含まず）
⑥'～⑦'	地番界
⑦'～⑧'	道路端（含まず）
⑧'～⑨'	見通し
⑨'～⑩'	道路端（含まず）
⑩'～⑪'	道路端（含まず）
⑪'～⑫'	道路端（含まず）
⑫'～⑬'	見通し
⑬'～⑭'	道路端（含まず）
⑭'～⑮'	見通し
⑮'～⑯'	水路端（含む）
⑯'～⑰'	見通し

石巻広域都市計画 区域区分の変更（宮城県決定）
用途地域の変更（石巻市決定）
須江地区



凡例	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

都市計画の変更 凡例	
	区域区分、用途地域の変更を行う区域
	区域区分（現況市街化区域界）